静岡市長 田辺 信宏 様

地方独立行政法人 静岡市立静岡病院評価委員会 委員長 藤本 健太郎

中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績評価に関する意見書

地方独立行政法人静岡市立静岡病院(以下「法人」という。)に係る中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第4項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について
- (1)法人の第2期中期目標期間業務実績(見込)報告書「計画に係る実績及び自己評価」中の法人見込自己評価については、法人の自己評価 どおりの評価とすることが適当である。
- (2) 法人の業務実績のうち、「第2-1(3) 感染症医療」については、 病院総力を挙げて新型コロナウイルス感染症への対応をし、また治療 の最前線に立ちつつも周辺医療機関等の感染予防を支援する等、第一 種感染症指定医療機関としての重責を果たしてきたと評価できる。

また、「第2-1 (2) 救急医療、(6) 高度医療・専門医療」については、コロナ禍においても、引き続き、断らない救急を実践し、心臓・血管疾患治療を中心とする高度・専門医療の提供を行うなど、顕著な実績をあげており、本市地域医療における中心的な役割を果たしてきたものと評価できる。

2 その他

(1) 次期中期計画における目標値について 現在、新型コロナウイルス感染症対応が長期化し、医療需要の変化 等が不透明・不確実など厳しい環境ではあるものの、次期中期計画の 策定にあたっては、特に財務関係の項目については、できる限り目標 値が設定されることを検討してほしい。

また、努力をして成果を上げればS評価とすることが可能となるような目標設定をするとともに、項目の趣旨を体現した目標値が設定されることを希望する。

以上